

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品 ロス削減推進計画)の骨子案について

(↓千葉の海パッケージデザイン：「万祝」アレンジ柄)



1 両計画の策定について

(↑千葉の海シンボルカラー「内房の青」「外房の碧」)

○ 千葉県廃棄物処理計画について

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定により、県内における廃棄物の発生量及び処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項等に関して県が定めるもの。
- ・ 現計画である第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和3～7年度)が令和7年度に終期を迎えることから、令和7年度中に次期計画である第11次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和8～12年度)を策定する。

○ 千葉県食品ロス削減推進計画について

- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定により、食品ロスの削減の推進に関する事項について廃棄物処理計画と調和を保ちながら、県が定めるもの。
- ・ 第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間:令和3～7年度)を食品ロス削減推進計画として位置づけていることから、廃棄物処理計画と同様に令和7年度中に次期計画(計画期間:令和8～12年度)を策定する。

なお、平成31年3月29日付け環循適発第1903293号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」で示された「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」としても引き続き位置付けるが、同計画は令和8年度に新計画を策定予定であるため、策定後は現計画を新計画に統合する予定である。

(↓千葉の海シンボルカラー「万祝の藍」「千葉の空色」)

1 両計画の策定について

○ 千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)での審議

- ・ 両計画の策定に当たっては、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定により、千葉県環境審議会(廃棄物・リサイクル部会)の意見を聴いた上で、策定する。

○ 策定までのスケジュール

時 期	内 容
令和7年 8月1日(金)	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 骨子案の審議
11月上旬	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 素案の審議
12月中	パブリックコメント(PC)の実施・市町村への意見聴取
令和8年 1月	環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 PCを踏まえた処理計画(最終案)の審議
3月	計画策定・公表

2 千葉県における廃棄物処理の現状と課題

○ 計画目標の達成状況と課題

目標項目		H30	R4	R5	R7	目標達成 見込み
		基準値		実績値	目標値	
一般廃棄物	排出量	206万t	200万t	194万t	183万t以下	△
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	507g	501g	482g	440g以下	×
	出口側循環利用率	22.4%	22.6%	22.6%	30%以上	×
	最終処分量	14.3万t	11.6万t	10.7万t	12万t以下	○
産業廃棄物	排出量	1,752万t	1,953万t	1,875万t	1,690万t以下	×
	出口側循環利用率(%)	49.7%	47.7%	48.5%	52%以上	×
	最終処分量	29.4万t	33.5万t	26.7万t	28万t以下	○

一般廃棄物・産業廃棄物ともに最終処分量が減少しており、これは焼却残さやばいじんの資源化が進んだものと考えられる。

一方で、減少傾向にあるが排出量は目標を達成していないこと、出口側の循環利用率は近年横ばいで伸び悩んでいることから、さらなる排出抑制や再資源化を進めていく必要がある。

3 第11次計画の構成

赤字は、第10次計画からの変更箇所

第10次千葉県廃棄物処理計画		第11次千葉県廃棄物処理計画	
		将来ビジョン	・冒頭に2050年に向け県が県民、事業者、市町村等と共有すべき将来ビジョンを掲示
第1章 計画の基本的事項		第1章 計画の基本的事項	
1 計画改定の背景		1 計画改定の背景	
2 策定方針		2 策定方針	
3 計画の位置付け及び計画期間		3 計画の位置付け及び計画期間	
4 計画の対象とする廃棄物		4 計画の対象とする廃棄物	
第2章 社会の動向		第2章 社会の動向	
1 国外の動向		1 国外の動向	
2 国内の動向		2 国内の動向	
第3章 県の廃棄物処理の現状		第3章 県の廃棄物処理の現状	
1 一般廃棄物		1 一般廃棄物	
2 産業廃棄物		2 産業廃棄物	
3 計画目標の進捗状況		3 計画目標の進捗状況	
第4章 県が取り組むべき課題		第4章 県が取り組むべき課題	・「不適正ヤードへの対策」を追加 ・「PCB廃棄物の適正処理の推進」を削除
第5章 基本方針と計画目標		第5章 基本方針と計画目標	
1 本計画の基本方針		1 本計画の基本方針	
2 計画目標		2 計画目標	
第6章 展開する施策		第6章 展開する施策	
1 施策体系		1 施策体系	
2 展開する施策		2 展開する施策	
(1) 3Rの推進		(1) 循環経済への移行の推進	
(2) 適正処理の推進		(2) 廃棄物分野の脱炭素化の推進(新設)	
(3) 適正処理体制の整備		(3) 適正処理の推進	
(4) 万全な災害廃棄物処理体制の構築		(4) 適正処理体制の整備	
		(5) 万全な災害廃棄物処理体制の構築	
第7章 計画の推進		第7章 計画の推進	
1 各主体の役割		1 各主体の役割	
2 進行管理		2 進行管理	

4 第10次計画からの主な変更点(1)

将来ビジョン

「めぐる経済、まもる環境」 ～豊かな千葉を次の世代へ～

将来ビジョンの考え方

廃棄物・資源循環分野における2050年までの千葉県の目指す姿を明確にし、県民、事業者、市町村と共有することで、各主体が長期的な視点で取り組むべき内容の方向性を示す。

また、2050年を計画期間とする「ごみ処理の長期広域化・集約化計画」(令和8年度策定予定)、国の2050年カーボンニュートラル宣言や千葉県カーボンニュートラル推進方針とも整合の取れた将来ビジョンとする。

(1)「めぐる経済」は、循環型社会の形成に向けた循環経済への移行を意味する。

国が定める第五次循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理施設整備計画だけでなく、地球温暖化対策計画や国土交通省環境行動計画(今後改訂予定)においても、循環経済への移行は重要な要素とされており、国家戦略として位置付けられている。また、県の最上位計画となる新千葉県総合計画においても、循環経済への移行が施策項目として挙げられる予定であり、循環経済への移行は、県や国だけでなく、市町村、事業者、県民など各主体が一体となって目指す必要がある。

(2)「まもる環境」は、不法投棄の未然防止や不適正ヤードへの対策などの県の姿勢を意味する。

千葉県特有の問題として、首都圏に位置し交通の便が良いことから、従来から不法投棄が後を絶たなかった。また、東京に隣接し、港湾や広大な土地を有するため、近年では金属スクラップヤード等が乱立し、不適正なヤードにより県民生活の安全が脅かされている事態も起きている。このような背景から、県独自の条例を制定するなど率先して規制を行っており、今後も県民の安心・安全の確保のため、積極的に対策を講じていく県の姿勢を示す。

(3)副題「豊かな千葉を次の世代へ」は、千葉県環境基本計画(計画期間:令和元年度～令和10年度)で示す将来の姿を踏まえ、ワンフレーズでまとめたもの。

循環経済への移行や環境の保全により、豊かになった千葉を25年先(2050年)の世代に引き継ぐことから、環境のみならず、豊かな千葉そのものを次世代へと引き継ぐイメージとした。

千葉県環境基本計画 将来の姿:「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～

4 第10次計画からの主な変更点(2)

(1)県が取り組むべき課題

○「不適正ヤードへの対策」を追加

(理由)

・千葉県では、自動車ヤードや金属スクラップヤード等が多く存在しており、エンジン等の自動車部品を保管するヤードを規制する自動車ヤード条例を平成26年に制定、令和5年には都道府県初の許可制で規制する金属スクラップヤード等規制条例を制定し、全国に先駆けて不適正なヤードへの対策を行っている。

・自動車ヤードや金属スクラップヤード等の規制については、新千葉県総合計画においても、主な取組の1つとして、「不適正なヤードの一掃」に取り組むこととしている。

・自動車ヤードや金属スクラップヤード等で取り扱われるエンジン等の自動車部品や金属スクラップ等は、廃棄物として処理されることも考えられることから、廃棄物処理計画への記載が必要と考える。

○「PCB廃棄物の適正処理の推進」の削除

(理由)

・未だ発見される高濃度PCB廃棄物はあるものの、高濃度PCB廃棄物の処分期限(R5.3末)が到来し、おおむね適正処分が完了している。

・今後、低濃度PCB廃棄物の処分期限(R9.3末)を迎えるが、低濃度PCB廃棄物は民間の廃棄物処理業者で処分できるものであり、引き続き各地域振興事務所と連携して保管事業者への指導を実施する。

・以上のことから、「県が取り組むべき課題」からは削除するが、展開する施策の「有害廃棄物の適正処理の推進」の中で、引き続き「PCB廃棄物の適正処理の推進」を行っていく。

(2)展開する施策

○「廃棄物分野の脱炭素化の推進」を追加

(理由)

・国が定める第五次循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物分野の脱炭素化の取組は今後一層重要であり、脱炭素と資源循環が一体となって適正処理をさらに推進していく必要があるとされている。

・また、近年、プラスチック資源循環促進法や再資源化事業等高度化法が相次いで制定され、排出事業者や再資源化事業者ともに再資源化と脱炭素化の両立が求められており、廃棄物や温室効果ガスを大量に排出する臨海工業地帯を有する千葉県においても、率先して取り組むべき施策であると考ええる。

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)骨子案(1/2)

将来ビジョン 「めぐる経済、まもる環境」～豊かな千葉を次の世代へ～

赤字は、第10次計画からの変更箇所

1 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

- ・**出口側の循環利用率の伸び悩み、排出量の削減、不法投棄の防止等**の課題に引き続き対応する必要がある。
- ・食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、人口減少に伴う担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題にも対応が必要である。

1.2 策定方針

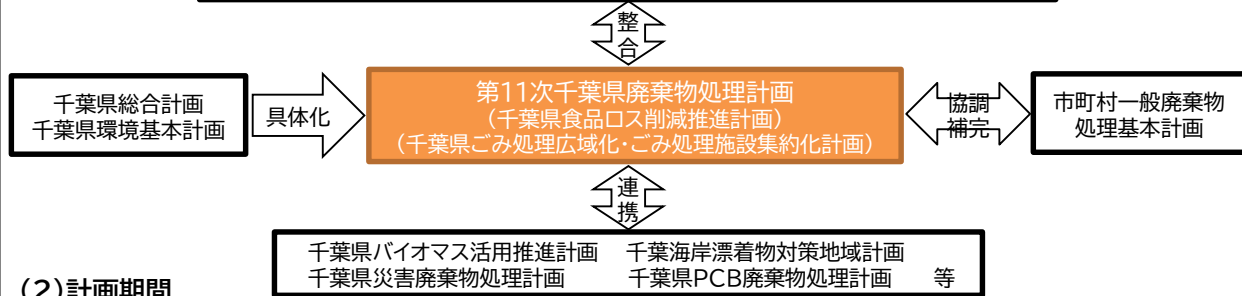
- ・廃棄物処理の現状と課題及び第10次計画の施策の進捗状況等を踏まえつつ、千葉県総合計画や千葉県環境基本計画を具体化する個別計画として、国の第5次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

1.3 計画の位置付け及び計画期間

(1)計画の位置付け

- ・廃棄物処理計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画で、県の廃棄物に関する施策の基本方針を示すもの。
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付ける。
- ・「ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付ける。

国の方針・計画
○廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和7年2月改正)
○食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年3月策定)
○第5次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月策定)



(2)計画期間

- ・令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5か年計画

1.4 計画の対象とする廃棄物

- ・一般廃棄物(特別管理一般廃棄物含む)と産業廃棄物(特別管理産業廃棄物含む)

2 社会の動向

2.1 国外の動向

- (1)循環経済への国際的転換 (2)国際的な資源獲得競争 (3)食品廃棄物等の循環利用 (4)製品の有効利用や再生材の利用拡大 (5)気候変動問題

2.2 国内の動向

- (1)循環経済への移行 (2)人口減少・高齢化社会の進行と地域社会の変容 (3)安定的・効率的な施設整備及び運営 (4)食品ロスの削減 (5)災害廃棄物処理システムの強靱化 (6)廃棄物に関連する法制度の改正と新制度の動向

3 県の廃棄物処理の現状

3.1 一般廃棄物

- (1)ごみの排出量
・ごみの排出量は、平成18年度以降減少傾向
- (2)ごみの資源化等
・**出口側の循環利用率**は、近年伸び悩んでおり、横ばい
・プラスチック製容器包装の収集は、**32市町村**で実施
- (3)最終処分量
・最終処分量は、平成28年度以降減少傾向
- (4)市町村におけるごみ処理費等の状況
・ごみ処理の有料化は、**36市町村**で導入
- (5)ごみの不法投棄等
・ごみの散乱や廃家電等の不法投棄が見受けられる
廃家電不法投棄 3.1千台(H30)⇒**2.3千台(R5)**
- (6)一般廃棄物処理施設等の整備状況
・ごみ**焼却**施設の**86%**が稼働してから15年以上経過
・最終処分場の残余容量は**増加**傾向
7.6年(H30)⇒**8.8年(R5)**
- (7)災害廃棄物対策
・災害廃棄物処理計画は、**全54市町村**で策定
25市町村(R3.2)⇒**全54市町村(R6.3)**
- (8)し尿処理
・し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、減少傾向
77万kL(H30)⇒**72万kL(R5)**
・し尿処理施設の**77%**が稼働してから15年以上経過

3.2 産業廃棄物

- (1)排出量
・排出量は、**令和元年**以降**増加**傾向
- (2)処理・処分状況
・**出口側の循環利用率**は、近年横ばい
・最終処分量は、減少傾向
- (3)適正処理の推進
・不法投棄量は減少傾向(H30は大規模投棄あり)
1,481万t(H29)⇒64,500万t(H30)⇒**1,177t(R5)**
・不法投棄の残存件数・量は、横ばい
4,019千t(H30)⇒**4,027千t(R5)**
- (4)産業廃棄物処理施設の整備状況
・産業廃棄物最終処分場は、減少傾向
21施設(H30)⇒**20施設(R5)**
・**最終処分場の残余容量は減少**傾向
18.1年(H30)⇒**17.6年(R5)**
- (5)バイオマスの活用の促進
・バイオマス資源の利用率は、**増加**傾向
78%(H30)⇒**79%(R2)**

3.3 第10次計画の目標の進捗状況

- ・最新の実績データである**令和5年度**実績と第10次計画の目標値を比較し、進捗状況を整理

目標項目		H30	R5	R7
		基準年度	実績値	目標年度
一般廃棄物	排出量	206万t	194万t	183万t以下
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	507g	482g	440g以下
	出口側循環利用率	22.4%	22.6%	30%以上
	最終処分量	14.3万t	10.7万t	12万t以下
産業廃棄物	排出量	1,752万t	1,875万t	1,690万t以下
	出口側循環利用率(%)	49.7%	48.5%	52%以上
	最終処分量	29.4万t	26.7万t	28万t以下

第11次千葉県廃棄物処理計画(千葉県食品ロス削減推進計画)骨子案(2/2)

4 県が取り組むべき課題

重点的に取り組むべき課題

社会の動向や県の廃棄物処理の現状を踏まえ、県が取り組むべき主な課題を以下のとおり設定する。

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| (1)県民、事業者と連携した3R+Renewableの推進 | (5)人口減少・高齢化社会への対応 | (9)災害廃棄物処理体制の強化 |
| (2)食品ロスの削減の推進 | (6)持続可能な適正処理の確保 | (10)不適正ヤードへの対策 |
| (3)プラスチック等資源の循環利用 | (7)地球温暖化対策のための廃棄物エネルギーの活用推進 | PCB廃棄物の適正処理の推進 |
| (4)不法投棄の未然防止 | (8)ごみ処理広域化・集約化の推進 | |

5 基本方針と計画目標

5.1 本計画の基本方針

〇みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のための循環経済への移行

千葉県環境基本計画で示す将来の姿「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現のため、県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が廃棄物等に係る取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進することで、地域と調和した循環経済への移行を進める。

〇多様化する新たな問題への対応

ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチックの循環利用、不適正なヤードへの対策、担い手不足、処理施設の老朽化、災害廃棄物への対応等、より対応を強化すべき課題や新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。

特に、循環経済への移行に向けた資源循環の強化、脱炭素型処理体制の構築、ICT・デジタル技術の活用といった業界横断的対応が必要になる課題に、柔軟に対応する。

〇県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

自然災害により、大量に発生する災害廃棄物について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。
条例に基づく指導や立入りの実施などにより不適正なヤードを一掃するなど、県民の生活環境を守るための体制を強化する。

5.2 計画目標

- ・令和5年度を基準年度とし、令和12年度を目標年度とする数値目標を定める。
- ・目標値の設定は、令和7年2月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で示された目標値を基本とする。

目標項目		R5	R12
		実績値	目標値
一般廃棄物	排出量	194万t	178万t以下
	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	482g	440g以下
	出口側循環利用率	22.6%	28%以上
	一人一日当たりごみ焼却量(新規)	644g	560g以下
	最終処分量	10.7万t	10万t以下
産業廃棄物	排出量	1,875万t	1,690万t以下
	出口側循環利用率(%)	48.5%	49%以上
	最終処分量	26.7万t	24万t以下

6 展開する施策

赤字は、第10次計画からの変更箇所

(1)循環経済への移行の推進 3Rの推進

- 1 市町村や事業者と連携した3R+Renewableの推進
- 2 食品ロスの削減
- 3 排出事業者における廃棄物の排出抑制の推進
- 4 廃プラスチック等の再資源化の取組推進
- 5 循環資源等の利活用の促進
- 6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の順守の指導)
- 7 環境学習等の推進

(2)廃棄物分野の脱炭素化の推進(新設)

- 1 廃棄物処理施設の脱炭素化の促進
 - ・ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化
 - ・廃棄物処理における高効率発電・熱回収施設の整備促進
- 2 脱炭素化のための廃棄物由来原料等の利活用の推進
 - ・バイオマス資源の活用の推進
 - ・SAF等の製造、導入支援
- 3 人口減少等に対応するICTやAIの効果的な活用
 - ・廃棄物の収集等処理体制の効率化・省力化の促進
 - ・AIとロボット技術による廃棄物の自動高度選別の実用化促進

(3)適正処理の推進

- 1 排出事業者における適正処理の推進
- 2 有害廃棄物の適正処理の推進
- 3 再生土の適正利用の推進
- 4 不適正なヤードの一掃
- 5 環境美化意識の向上と実践活動の推進
- 6 海岸漂着物の処理の推進
- 7 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施
- 8 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応
- 9 処理困難物や高齢化社会等への対応

(4)適正処理体制の整備

- 1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理
- 2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化(再掲)
- 3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理
- 4 県全体における適正処理体制の整備
- 5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望

(5)万全な災害廃棄物処理体制の構築

- 1 平時からの備えの強化
- 2 発災時の迅速な対応

7 計画の推進

7.1 各主体の役割

・県民、民間団体、事業者、廃棄物処理業者、市町村、県が連携・協働して積極的な取組を展開する。

7.2 進行管理

・PDCAサイクルに基づき、毎年度、廃棄物の排出量等の状況の把握のみならず、施策及び事業の成果について評価を行い、環境審議会廃棄物・リサイクル部会への報告、ホームページへの公表を実施する。

6 目標値の設定について

○ 目標値の設定の考え方

令和7年2月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「国の基本方針」)において示された目標値を基本としつつ、以下の考え方で設定する。

なお、次期計画の目標項目については、原則として現計画と同様とするが、国の基本方針で「一人一日当たりごみ焼却量」が新たな指標として追加されたため、新規の目標項目として追加する。

- ① 国の基本方針に基づく目標値を基本とする。
- ② 国の基本方針に基づく目標値を設定すると令和7年度時点で達成する可能性がある場合など、上記①によらない場合は、現計画の目標値を踏襲する。

○ 食品ロスの削減の目標について

国では、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和7年3月策定)において、2000年度比で2030年度までに事業系食品ロス量を60%削減、家庭系食品ロス量を半減させる(家庭系については2030年度を待たず早期達成)という目標を設定している。

国の食品ロス量は、全国の食品廃棄物量や食品ロス率により推計を行っており、県の食品ロス量においても、国の食品ロス量をもとに、経済センサスの出荷額や販売額等に占める千葉県シェア等を用いて推計しているものである。

そのため、県の施策効果が直接反映されるものではないことから独自の数値目標は定めないこととし、国の削減目標の達成に貢献できるよう本県の特性を踏まえた施策を推進することとする。

— 全国食品廃棄物量や食品ロス率が増加・上昇すればそれに伴い県の推計値が増えることになり、県内の削減実態とは連動しない。

6 目標値の設定について

一般廃棄物

目標項目	国		千葉県			
	基本方針		第10次計画	第11次計画		
	R12 (目標年度)	R5年度比※	R7 (目標年度)	R5 (基準年度)	R12 (目標年度)	
	目標値		目標値	実績値	目標値	考え方
排出量	約3,700万t	約8%削減	183万t以下	194万t	178万t以下	国の削減割合と同様に、令和5年度の実績値の8%減である178万t以下を目標とする。
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478g	約3.2%削減	440g以下	482g	440g以下	国は、大幅な削減が難しいことを見込み、前方針より低い目標値(440g⇒478g)としており、国の削減割合と同様とすると、県目標値は467gとなる。 近年の傾向を見ると上記数値は令和7年度において達成する可能性があることから、国の目標値以上の目標を設定する必要があると考え、現計画で設定した目標値の440g以下を、引き続き目指すこととする。
出口側循環利用率(%)	約26%	約5ポイント増	30%以上	22.6%	28%以上	国の増加割合と同様に、令和5年度の実績値の約5ポイント増である28%以上を目標とする。
一人一日当たりごみ焼却量(新規)	約580g	約13%削減	－	644g	560g以下	国の削減割合と同様に、令和5年度の実績値の13%減である560g以下を目標とする。
最終処分量	約320万t	約5%削減	12万t以下	10.7万t	10万t以下	国の削減割合と同様に、令和5年度の実績値の約5%減である10万t以下を目標とする。

※ 国の基本方針は令和4年度を基準年度にしているが、県は最新の実績値が出ている令和5年度を基準年度としている。
県の目標値設定のため、国の基準年度を令和5年度比で試算した。

6 目標値の設定について

産業廃棄物

目標項目	国		千葉県			
	基本方針		第10次計画	第11次計画		
	R12 (目標年度)	R5年度比※	R7 (目標年度)	R5 (基準年度)	R12 (目標年度)	
	目標値		目標値	実績値	目標値	考え方
排出量	約3億7,400万t	増加を約1%に抑制	1,690万t以下	1,875万t	1,690万t以下	国の目標設定と同様とすると、県目標値は1,893万tとなる。 近年の傾向を見るとコロナ等の例外的な事情はあるものの、排出量は減少傾向にあることから、次期計画においても可能な限り排出量を抑制するという考えのもと、現計画で設定した目標値の1,690万t以下(令和5年度実績から約10%減)を、引き続き目指すこととする。
出口側循環利用率(%)	約37%	同水準で維持	52%以上	48.5%	49%以上	国の目標設定と同様に、令和5年度の実績値と同水準である49%以上を目標とする。
最終処分量	約780万t	約9%削減	28万t以下	26.7万t	24万t以下	国の削減割合と同様に、令和5年度の実績値の約9%減である24万トン以下を目標とする。